

事業承継計画書 (作成日: 2013/5/10)

1. 事業承継の概要

現経営者	産創 館太郎 (60歳)
後継者	産創 学 (30歳) 続柄: 館太郎の長男(現在、当社従業員)
承継方法	親族内承継、株式贈与
承継時期	4年目に社長交代

2. 経営理念、事業の中長期目標

経営理念	適正規模で、全員参加の、高品質経営		
事業の方向性 (経営ビジョン)	・3つ(雇用、設備、債務)の適正規模化を図る。 ・現在の主力商品のマーケットシェアを一層拡大する。		
将来の 数値目標	【現状】 売上高 8億円 経常利益 3千万円	【5年後】 ⇒ 9億円 ⇒ 3.5千万円	【10年後】 ⇒ 10億円 ⇒ 4千万円

3. 事業承継を円滑に行うための対策・実施時期

(1) 関係者の理解

- ① 家族会議で、学を後継者とすることを決定。
- ② 社内の役員・従業員に学を後継者とする旨を公表し、事業承継計画を発表する(2年目)。
- ③ 金融機関・取引先(S社等)に学を後継者とする旨を告知する(3年目)。
- ④ 学を取締役(1年目)、常務取締役(2年目)、専務取締役(3年目)、代表取締役社長(4年目)とし、段階的に権限を委譲する。
- ⑤ Bを取締役に抜擢し、Aに引退してもらうことで役員世代交代を図る(4年目)。
- ⑥ 学の代表取締役社長就任にあわせ、館太郎は会長(4年目)、相談役(8年目)としてサポートにまわり、10年目に完全引退する。

(2) 後継者教育

- ① S社での他社勤務(実施済み)
- ② 社内での配置: Y工場(現在)、本社営業(2年目)、本社管理(3年目)、総括責任(4年目)
- ③ 大阪産業創造館の「後継者塾」への参加(2年目)

(3) 株式・財産の分配

- ① 相続人に対する売渡請求に関する定款変更を行う(1年目)。
- ② 公正証書遺言により、花子に自宅(7千万円)、梅子に預貯金(3千万円)を相続させることとする(1年目)。
- ③ 会社による自己株式の取得: Aの株式5%(3年目)、Cの株式5%(3年目)。
- ④ 学に取得させる株式(60%)については生前一括贈与をし、贈与税の納税猶予の適用を受ける(4年目)。

(4) その他

4. 事業承継計画表

【基本方針】												
① 館太郎から学への親族内承継を行う。												
② 4年目に株式の一括贈与と同時に社長交代。贈与税の納税猶予の適用を受ける。 (代表権を学に譲り、館太郎は会長へ就任。10年目に完全引退。)												
項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
会社	売上高	8億円	⇒	⇒	⇒	⇒	9億円	⇒	⇒	⇒	⇒	10億円
	経常利益	3千万円	⇒	⇒	⇒	⇒	3.5千万円	⇒	⇒	⇒	⇒	4千万円
	定款・株式・その他		相続人に対する売渡請求の導入	経済産業大臣の事前確認	A・Cからの金庫株取得	役員刷新(注1)	経済産業大臣の認定					
現経営者	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
	役職	代表取締役社長	⇒	⇒	⇒	会長	⇒	⇒	⇒	相談役	⇒	引退
	関係者の理解	家族会議		社内へ計画発表		取引先・金融機関に紹介						
	株式・財産の分配		公正証書遺言(注2)			株式一括贈与						
	持株(%)	60%	⇒	⇒	⇒	0%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
後継者	年齢	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳
	役職	従業員	取締役	常務取締役	専務取締役	代表取締役社長	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	後継者教育	社内	Y工場	⇒	本社営業	本社管理	総括責任	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		社外			後継者塾							
持株(%)	0%	⇒	⇒	⇒	60%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
備考	(注1) Aが退任し、Bが取締役に就任。 (注2) 自宅不動産(7千万円)を花子に、預貯金(3千万円)を梅子に相続させる旨を記載。											